

取引約定書

お客様（以下甲という）と株式会社 M&Inext（以下乙という）との間の賃貸借契約（以下レンタル契約という）について、別に契約書類または、取り決め等による特約が無い場合は、下記約款条項を適用いたします。レンタル商品ご利用の際には、取引約定の条項をご了承いただくものとします。

第 1 条（レンタル物件）

乙は甲に請求書記載のレンタル物件（以下「商品」という）を賃貸（以下「レンタル」という）し、甲はこれを借り受けます。

第 2 条（レンタル期間）

レンタル期間は請求書記載のとおりとし、乙が甲に物件を引き渡した翌日から開始され、甲が乙に返送する前日までとします。

2. レンタル期間の延長には延長料金が発生いたします。

第 3 条（レンタル料）

甲は乙に対して請求書記載のレンタル料を請求書記載の支払方法によって支払います。

第 4 条（物件の引き渡し）

乙は物件を甲の指定する日本国内の場所において引き渡し、もしくは直接受取を行い、それに要した費用は甲の負担とします。

第 5 条（担保責任）

乙は甲に対して、商品の借受時において商品が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しません。

2. 甲が乙に対して商品の引渡日後 2 日以内に書面により商品の性能の欠陥を通知しなかったときは、物件は正常な状態を備えて引き渡されたものとします。

3. 甲の責によらないで生じた性能の欠陥により商品が正常に作動しない場合には、乙は商品を修理しまたは取替えます。この場合には、乙は商品使用不能期間中のレンタル料を日割計算により減免するほかは、甲に対して損害賠償の責を負いません。

4. 乙は、前項に規定する以外には商品が正常に作動しないことに関して責任を負いません。

第 6 条（物件の保管、使用、維持）

甲は、商品の保管、使用にあたり、善良なる管理者の注意をもってこれを取扱います。

2. 甲は、乙の事前の書面による承諾なくして甲の指定設置場所以外に商品に移転したり、商品の改造、加工等をしないことは勿論、第三者に対する賃借権の譲渡または商権の転貸をしません。

3. 商品自体またはその設置、保管もしくは使用によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償します。

4. 甲は、商品を譲渡、または物件に担保権を設定する等、乙の権利を侵害する一切の行為をしません。

5. 商品に貼付された標識、ラベルなどを剥いだり、汚損しません。

第 7 条（物件の使用地域）

甲の物件使用地域は日本国内とします。

第 8 条（ソフトウェアの複製等の禁止）

商品の全部または一部にソフトウェアが含まれる場合、甲はそのソフトウェアに関して次の行為をしません。

(1) 有償であるとは無償であるを問わず、ソフトウェアの全部または一部を第三者に譲渡しもしくはその再使用权を設定し、または第三者に複製、使用させること。

(2) ソフトウェアの全部または一部を複製すること。

(3) ソフトウェアを変更または改作すること。

2. 甲は、乙または乙の代理人からソフトウェア機密保持のために必要な措置を求められたときはこれに従います。

3. 甲は、ソフトウェアの保管または使用に起因して損害が発生した場合には、一切の賠償責任を負います。

第 9 条（物件の滅失、毀損）

甲が自己の責による事項で商品を滅失（修理不能または所有権の侵害を含む）、毀損（所有権の侵害を含む）した場合、甲は乙に対して代替物件の購入代価、又は物件の修理代を支払います。

2. 前項の場合、甲は商品の使用の可否にかかわらず、レンタル期間中はレンタル料の支払義務を免れません。なお、機器の修理期間分として当該機器の最低レンタル料金を請求致します。

ご返却されたレンタル商品が過度に汚れている場合、またレンタル商品に凹み、キズ等を付け再レンタルが不能の場合、商品代金をご請求します。

第 10 条（甲よりの解約申し入れ）

甲は、レンタル期間中といえども、甲の申し出により商品を乙の指定する場所に返還してこの契約を解約することができます。ただし、残りのレンタル期間が 1 日未満の場合は返金いたしません。レンタル料の精算は、請求書記載のレンタル料によらず、別途乙が甲に交付する乙 所定の価格表（以下「価格表」という）に基づいて算出した解約日迄をレンタル期間とするレンタル料と支払済レンタル料との差額を、月単位にて精算し、物件の返還後甲に支払います。

第 11 条（契約の解除）

甲が次の各号の一にでも該当した場合には、乙は催告、通知なくこの契約を解除することができます。この場合、甲は乙の債権の確保および物件の保全等に要した費用ならびに価格表に基づいて算出した解約日迄をレンタル期間とするレンタル料と支払済レンタル料との差額を、損害賠償金として直ちに現金で支払います。

- (1) レンタル料の支払を 1 回でも遅延したとき。
- (2) 甲が支払を停止したとき。
- (3) 甲が破産、民事再生法、会社更生、整理等の申立をなし又は受けたとき。
- (4) 甲が事業の休廃止、解散したとき、その他信用を喪失したとき。
- (5) 故意または重大な過失により、物件に修理不能の損害を与えまたは滅失したとき。
- (6) 第 15 条第 1 項、第 2 項のいずれかに該当する行為をし、または第 15 条 1 項の規定に基づく表明、確約に関して違反または虚偽の申告をした事が判明したとき。
- (7) お申込時の利用目的と異なる利用方法の場合。
- (8) その他本契約の各条項に一つでも違反したとき。

第 12 条（物件の返還）

この契約が期間満了により終了しままたは前条の規定によって契約が解除されたときは、甲はレンタル期間中に付加したデータを自らの責任と費用負担で消滅させた上で、乙の指定する場所へ商品を甲の費用にて直ちに返還します。その場合、残存したデータの漏洩らにより、甲及び第 3 者に損害が発生した場合、乙に一切の責任はありません。

2. 前項の場合において、甲の責により商品を返還せず（滅失を含む）、または毀損した商品を返還したときは、甲は乙に対して損害賠償として第 9 条

により金額を支払います。

3. 甲が乙に対して商品の返還をなすべき場合にその返還を遅延したときは、その期限の翌日から返還完了日まで、甲は価格表に記載したレンタル料金を請求いたします。

第 13 条（費用負担と支払遅延利息）

この契約の締結に関する運送費等およびこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は甲の負担とします。

2. 消費税等額（消費税額および地方消費税額）は、甲の負担とします。消費税等額が増額されたときは、甲は、乙の請求により、直ちに増額分を乙に支払います。

第 14 条（注文確定後のキャンセル料）

甲は乙に注文確定後のキャンセル料を下記の通り支払います。

発送日当日及び発送済みの場合、レンタル期間の料金 100%

第 15 条（反社会的勢力の排除）

第 1 項

賃借人は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、確約します。

暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを暴力団員等という）

暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者

自己または第三者の不正利益目的や第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者

暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係者

第 2 項

甲は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為

脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
その他前各号に準ずる行為

甲が前2項に違反したときは、第11条⑥に該当するものとし、乙は、催告のみならず通知も行わずレンタル契約を直ちに解除することができる。これにより甲に損害が生じた場合にも、乙はなんらの責任も負担しない。

第16条（不可抗力）

天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他賃貸人の責に帰することのできない事由に起因するレンタル契約の賃貸人の履行遅延または履行不能については、賃貸人は何らの責をも負担しないものとします。

2. 前項の場合、乙は甲に対し通知の上、レンタル契約の全部または一部を変更または解除することができる。

第17条（合意管轄）

この契約についてのすべての紛争に関する管轄裁判所は、乙の本社所在地を管轄する裁判所とします。

こちらのページをFAXお願いいたします。。

初めてのお客様には、機材貸出の注意・取引約定書に同意、厳守することを誓い下記にサインを頂き、こちらのページを、弊社までFAX (045-415-0255) お願いいたします。

ご不明点等ございましたら、問い合わせください。

記入日 年 月 日

株式会社M&Inextの機材貸出の注意・取引約定書に同意、厳守することを誓い下記にサインいたします。

サイン

フリガナ		フリガナ	
会社名		代表者	印
住所			
TEL		FAX	
お取り扱い部門			
資本金		設立	従業員
取引銀行			
業種		年商	万円
担当	課		
お支払い条件	現金		
	振込		
	お振込先銀行口座	ジャパンネット銀行 ビジネス営業部	
		普通 店番 005 口座番号 2616605 株式会社M&Inextレンタル事業部	
*振り込み手数料のご負担をお願い致します。			

太枠内へのご記入をお願い致します

ご担当者様のお名前・名刺